

議事日程(第3号)

平成25年9月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(5件)

議案第56号 木城町子ども・子育て会議設置条例の制定について

議案第58号 木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

議案第60号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第62号 平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)

2) 産業建設常任委員会付託議案(3件)

議案第57号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

議案第61号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第50号 平成24年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 平成24年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 平成24年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 総務常任委員会付託請願審査結果報告

1) 総務常任委員会付託請願

請願第8号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書

- 日程第3 発議第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書(案)
- 日程第4 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書(案)
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第8 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(5件)
- 議案第56号 木城町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 議案第58号 木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)
- 議案第60号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 2) 産業建設常任委員会付託議案(3件)
- 議案第57号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)
- 議案第61号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)
- 議案第50号 平成24年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 平成24年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号 平成24年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 総務常任委員会付託請願審査結果報告

1) 総務常任委員会付託請願

請願第8号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書

追加日程第1 発議第6号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(案)

日程第3 発議第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書(案)

日程第4 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書(案)

日程第5 議員派遣の件

日程第6 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第7 委員会の閉会中の継続審査

日程第8 各委員会の閉会中の調査

出席議員(10名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 後藤 和実君 | 2番 堀田 廣幸君 |
| 3番 原 博君 | 5番 税田 輝房君 |
| 6番 神野 源生君 | 7番 山田 秋吉君 |
| 8番 宮崎 勝正君 | 9番 中竹 義一君 |
| 10番 中村 一也君 | 11番 甲斐 政治君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中井 諒二君 議事調査係長 鍋倉 貴行君
書記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|--------|-------------|--------|
| 町長 | 田口 晃史君 | 副町長 | 半渡 英俊君 |
| 教育長 | 小野 順章君 | 総務課長 | 横田 学君 |
| 財政課長 | 田中 義彦君 | 会計管理者 | 伊藤 章君 |

| | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 企画課長 | …………… | 淵上 達也君 | 環境整備課長 | …………… | 石井 雄二君 |
| 教育課長 | …………… | 加藤 伸一君 | 税務課長 | …………… | 長友 英親君 |
| 福祉保健課長 | …………… | 中村 宏規君 | 町民課長 | …………… | 押川 道彦君 |
| 産業振興課長 | …………… | 間吉田辰郎君 | 監査委員 | …………… | 桑原 正憲君 |

午前9時00分開議

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、追加提出の議案が2件ありましたので、9月12日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第56号木城町子ども・子育て会議設置条例の制定について、議案第58号木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号平成25年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第60号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上5件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 総務常任委員会に審査を付託されました事件は5件で、全委員による審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により、報告をします。

まず、議案第56号木城町子ども・子育て会議設置条例の制定について、原案可決。

次に、議案第58号木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

次に、議案第59号平成25年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、原案可決。

次に、議案第60号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

次に、議案第62号平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案3件、議案第57号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号平成25年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第61号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上3件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により、報告いたします。

議案第57号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第59号平成25年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、原案可決です。

議案第61号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

産業建設常任委員会の審査報告は以上です。報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第56号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案6件、議案第50号平成24年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第51号平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号平成24年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号平成24年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件について、決算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、宮崎勝正君。8番。

○決算審査特別委員会委員長（宮崎 勝正君） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により、報告します。

議案第50号平成24年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第51号平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第52号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第53号平成24年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第54号平成24年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第55号平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会審査の経過を報告をいたします。

決算審査特別委員会に付託された議案6件について、委員10人全員により、町長及び担当課長に資料の提出と出席を求め、審査いたしました。

まず、平成24年度木城町一般会計歳入歳出決算に関しては、歳入面では、町税や住宅使用料を始めとした各使用料などの収入未済額、不納欠損額等の収納状況について、歳出面では、主要事業成果表の中から、町営バスの運行状況、インターネットサービス利用料金回収代行業務、滞

納整理システム導入、温泉割引事業の効果等について質疑がありました。

次に、平成24年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に関しては、簡易水道漏水調査業務についての質疑がありました。

ほかの特別会計においても慎重に審議し、事業効果の程度や翌年度以降の予算の執行に参考になる情報及び判断材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

ただいま決算審査特別委員会委員長により報告のありました議案第50号から議案第55号に至る6議案については、全員により審査をいたしましたので、質疑は省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第55号に至る6議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の13議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第50号平成24年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号平成24年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号平成24年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号平成24年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号平成24年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号木城町子ども・子育て会議設置条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成25年度木城町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 総務常任委員会付託請願審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第2、総務常任委員会付託請願審査結果報告を行います。

請願第8号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書の提出を求める請願書について、総務常任委員長の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 請願審査報告、総務常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により、報告します。

請願第8号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について国に対する意見書提出を求める請願書は採択であります。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。請願第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

請願第8号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時22分休憩

午前9時25分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま原博君ほか3名から発議第6号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出、発議第6号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案を追加日程第1として日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第6号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出、発議第6号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）を議題といたします。

提出されました発議第6号については、朗読は省略し、提出者、3番、原博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番。

○議員（3番 原 博君） 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について、趣旨を説明いたします。

全国において建設業の賃金は、平成11年から平成24年まで27%を下落しており、産業別でも建設業は全産業よりも26%低い水準であります。本町の建設業下請の方は15人ですが、確認できない人も含めて数多くの方の生活を守るためにも意見書の提出をしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。発議第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第6号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第6号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、総務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長に提出いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、総務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することに決定いたしました。

日程第3. 発議第4号

○議長（甲斐 政治） 日程第3、意見書の提出、発議第4号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）が、原博君ほか3名から提出されております。

提出されました発議第4号については、あらかじめお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略し、提出者、3番、原博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番。

○議員（3番 原 博君） 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について、趣旨説明を行います。

近年の異常気象による災害は目を疑うようなものがあります。温暖化防止を進めるためにも森林の整備、保全等は必要であるが、現状は厳しい状況であります。

本町は80%強が森林であり、町を守るためにも、林業を守るためにも意見書の提出をします。審議をよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第4号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第4号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）を議題といたします。

発議第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第4号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第4号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することに決定いたしました。

日程第4. 発議第5号

○議長（甲斐 政治） 次に、日程第4、意見書の提出、発議第5号道州制導入に断固反対する意見書（案）が、原博君ほか3名から提出されております。

提出されました発議第5号については、あらかじめお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略し、提出者、3番、原博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番。

○議員（3番 原 博君） 道州制導入に断固反対する意見書について、趣旨説明を行います。

道州制導入後の具体的な形も示さない中で、導入が進めば、本町の消滅を危惧する中で、道州制導入は住民自治を守るため、町を守るために反対をいたします。反対をいたしたいと思っております。よって、意見書を提出しますのでご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第5号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第5号道州制導入に断固反対する意見書（案）を議題といたします。

発議第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第5号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第5号道州制導入に断固反対する意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号道州制導入に断固反対する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、道州制導入に断固反対する意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣に提出いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、道州制導入に断固反対する意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣に提出することに決定いたしました。

日程第5. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第6. 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第6、常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これより登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 総務・産業建設常任委員会を代表し、所管事務調査研修報告を行います。

期日、平成25年7月9日から11日まで、研修先、宮城県名取市、埼玉県毛呂山町、東京都農林水産省、参加者、総務常任委員、産業建設常任委員、議会事務局、総務課、計13名で、研修目的は東日本大震災後の復興状況について、災害時総合応援協定について、災害時要援護者への支援体制について、環太平洋戦略的経済連携協定について。

研修内容の詳細については、報告書に記載してありますので、後で見ただけたらと思います。

考察および提言。

今回の名取市の調査では、災害において、自助が基本であるが、情報を正確にどれだけ多くの人たちに伝えるかが一つの鍵になるだろう。災害時要援護者システムも完全に安心できるものではない。事実、東日本大震災においては80%が機能しなかったと言われる。そのことを反省し、地域に合った仕組みにすることが求められる。

共助については、日ごろの地域活動を通して醸成していかなければ信頼は生まれず、長続

きはしないだろう。その先にあるのが自主防災組織と思われるので、性急に事を進めることはなく、当たってほしい。

公助については、人的、財政的にも限界があると思われるので、優先事項を精査し、国・県等の補助も活用し、整備していただきたい。

最後に、東日本大震災の現地を目の当たりにし、そのとてつもない自然の驚異と悲惨さ、教訓を忘れることなく、後世に伝えることが今できる最大の仕事であると思います。自分の命は自分で守ることが大事だと感じました。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 先ほど総務常任委員長が述べられたことと一緒にあります。合同の調査でありますので、省略させていただきます。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、神野源生君。6番。

○議会運営委員会委員長（神野 源生君） 議会運営委員会といたしましては、特別に報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 木城町議会だより編集発行に向け、9月27日、10月1日、4日、7日、11日の5日間の日程で、議会広報編集特別委員会を開催する予定にしております。

議員各位の協力、情報の提供をお願いし、報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第7. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（甲斐 政治） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申請書のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 8. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第 8、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第 74 条の規定により、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る 9 月 6 日に開会されて以来、本日までの 8 日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成 25 年第 5 回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。お礼を申し上げます。

8 日間の会期、大変お世話になりまして、お疲れさまでございました。今議会に上程をいたしました議案第 49 号から 62 号に至る 14 議案、全て認定または議決いただき、厚くお礼を申し上げますところでございます。

なお、決算審査につきまして、特別委員会のご意見、審査の内容等、十分精査し、今後の行政事務に活かしてまいりたいと存じておりますので、より一層のご指導をいただきますようお願い申し上げます。

なお、このところ、非常に残暑が厳しい中であります。議員の皆様には十分ご自愛をいただきたいと思いますが、こうした中、当面します諸行事につきまして、お手元に配付をさせていただきますので、お繰り合わせ、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 次に、教育長から発言を求められていますので、これを許します。教育長。

○教育長（小野 順章君） 私ごとですが、このたび任期満了に伴い、一身上の都合によりまして、

教育長の職を退職させていただくことにいたしました。

4年前に学力向上という大きな命題をいただき、スタートを切ることになりましたが、高校教育に奉職した経験から、安易な進路選択は、その生徒の人生を大きく左右する大きな要因の一つで、特に不本意入学は目的意識や学習意欲の欠如、最悪の場合は中途退学へとつながり、安易な進路選択で悔しい思いをした経験があります。

そこで、木城町からは、このような生徒を送り出したくないという思いで、学力向上イコール進路保障、進路選択枠の拡大、不本意入学者、中途退学者の解消という観点から、学校教育とキャリア教育をしっかりと結びつけて、さまざまな生活体験を通して、知識を生きるための知恵として活用できる力を身につけさせることを重点課題に取り組んでまいりました。義務教育9年間をワンスパンと考え、小中一貫連携を立ち上げ、共通する課題や問題点等について、3つの専門委員会を組織、委嘱をして、年7回程度の研修会を開く中で検討を重ねながら、共通理解のもとで、工夫改善を図ってきていただきました。その結果、先生方や子供たちが前向きに意欲を持って頑張っている様子が随所に見られ、安定と充実期を迎えることができた実感をしています。ただ、シラバスの完成までには至りませんでした。必ず完成をしていただけるものと確信をいたしております。

終わりに、木城町のさらなる発展と皆様方のご多幸、ご健勝、そしてご活躍をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員